

日本訪問リハビリテーション協会 認定訪問療法士 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会に貢献できる訪問リハビリテーションの人材を育成するため、日本訪問リハビリテーション協会（以下、本協会）認定の訪問療法士に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 訪問リハビリテーションの実践において、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に共通した基礎的な知識と技術および現場における対応・遂行能力を研修会等にて履修した日本訪問リハビリテーション協会会員（以下、会員）を本協会が認定し、良質な訪問リハビリテーションの人材育成およびその発展に寄与することを目的とする。

(呼称)

第3条 認定された理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の呼称は、認定訪問療法士とする。

(認定研修会)

第4条 第2条の目的を達成するために第2項から第4項に掲げる研修会を開催する。

- 2 認定基礎研修会
- 3 認定技術研修会
- 4 認定応用研修会
- 5 第2項から第4項の内容については、別に定めるものとする。

(本制度研修会等の受講申込要件)

第5条 前条第2項から第4項の受講申込み要件は、次に掲げるとおりとする。

- 2 認定基礎研修会
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を持っていること。
- 3 認定技術研修会および認定応用研修会
 - (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの国家資格を持ち、5年以上の実務経験があること。
 - (2) 訪問リハビリテーション活動の実務経験が3年以上あること。
 - (3) 日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。
- 4 受講申込みの手続きについては、別に定めるものとする。

(認定審査会)

第 6 条 この要綱の運用等について認定審査会（以下、審査会）を設置し、審査会は、次に掲げる事項を行う。

- 2 認定の新規および更新申請に対し、受理・審査を行い、会長に答申する。
- 3 認定研修会における付帯業務
- 4 その他、会長が必要と認めた事項。

(認定申請要件)

第 7 条 認定申請は、次に掲げるすべての要件を満たした会員ができるものとする。

- 2 第 4 条第 2 項から第 4 項における研修会のすべてを履修していること。
- 3 日本訪問リハビリテーション協会の会員であること。

(認定)

第 8 条 認定は、前条の認定要件を満たした会員からの認定申請を審査会が受理、審査し、会長が行う。

- 2 認定された会員には、認定訪問療法士の証を交付し、所属、職種、氏名を協会機関誌等に掲載する。
- 3 認定申請の手続きについては、別に定めるものとする。

(認定有効期間)

第 9 条 認定訪問療法士の認定有効期間は、認定された月の翌月より 5 年間とする。

(認定更新)

第 10 条 認定された会員は、前条に定める認定有効期間満了日までに認定の更新申請および認定を受けることにより、認定有効期間満了日以降、継続して 5 年間認定有効期間が更新される。

- 2 認定更新の要件および申請手続きについては、別に定めるものとする。

(認定の取り消し)

第 11 条 認定の取消しは、審査会の答申に基づき、会長が行う。なお、取り消しの要件は、別に定めるものとする。

(要綱の改定)

第 12 条 本要綱の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところによる。

(附則)

本要綱は、平成 25 年 6 月 9 日から施行する。

本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本要綱は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。